

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人日本鳥類保護連盟（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は、暦月計算をもって行い、職員給与の支払日に支給する。控除すべき税金等は報酬から控除できるものとする。
- 3 退職慰労金は原則支給しないものとする。
- 4 評議員は、定款第13条の定めにより無報酬とする。

（報酬等の額の決定）

第4条 理事の報酬等は、評議員の決議によって定められた役員の年額の範囲内において職務、資格、常勤、非常勤の別等を勘案して、理事会で決定するものとする。ただし、常勤理事の報酬額は、別表1に定める額の範囲内とし、非常勤理事の報酬は、別表2に定める範囲内とする。

- 2 監事の報酬等は、評議員会の議決によって定められた役員の年額の範囲内において、職務、資格、常勤、非常勤の別等を勘案して、評議員会の決議によって決定するものとする。

ただし、常勤監事の報酬額は、別表 1 に定める額の範囲内とし、非常勤監事の報酬は、別表 2 に定める範囲内とする。

（報酬等の支給方法）

第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（通勤費）

第 6 条 役員の通勤費は、その勤務実態に応じて実費を支給する。

（費用）

第 7 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公 表）

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 1 月 21 日改定

令和 8 年 4 月 20 日改定

別表 1 「常勤役員の報酬年額」

職 名	報酬年額の範囲
理 事	10, 000, 000 円以内
監 事	10, 000, 000 円以内

別表 2 「非常勤役員の報酬年額」

職 名	報酬年額の範囲
理 事	5, 000, 000 円以内
監 事	5, 000, 000 円以内